資料2−2	令和7年3月19日
	第32期青少年問題協議会第7回定例協議会・ 第6期第4回子ども・子育て会議・ 第4期第6回子どもの権利委員会　合同会議

豊島区

概要版

子ども・若者総合計画

令和7~11年度（2025~2029年度）

1 豊島区子ども・若者総合計画（令和7～11年度）について

● 計画策定の背景・目的

子ども・若者支援施策を総合的かつ効果的に展開するため、これまでの「子ども・若者総合計画」にこども基本法に基づく区の子ども施策についての計画である「こども計画」、区としての社会的養育のあり方を整理した「社会的養育推進計画」を特定課題に対応した計画として盛り込み、子ども・若者に関する取り巻く環境を踏まえた総合計画を策定しました。

● 計画期間

令和7（2025）年度から
令和11（2029）年度までの5年間

● 計画対象者

子ども・若者や妊娠期の方・子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子ども・若者は、原則として0歳からおおむね30歳までとし、年齢により必要な支援が途切れてしまうことがないよう、一部施策においては対象の年齢を広げて計画を進めていきます。

● 計画の位置付け

● 基本理念

子ども・若者とともにつくる　子どもの権利が保障され　自分らしく成長できるまち豊島区

● 基本な考え方

基本理念を実現するために、次の6つの目指す姿へ向けて必要な施策を展開していきます。

1. 子どもの権利が保障され
   子どもが 自分らしく成長できるまち
2. 妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち
3. 子どもが 主体的に学び 育つことができるまち
4. 若者が 社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち
5. 子ども・若者が
   安心して 生きることができるまち
6. 区民・地域・企業等が
   子ども・若者・家庭を支え
   ともに成長できるまち

2 施策の体系

目指す姿	取組の方向性	具体的取組
Ⅰ 子どもの権利が保障され子どもが自分らしく成長できるまち	1 子どもの権利に関する理解促進	1 子どもの権利の普及啓発・情報発信 2 子どもの権利に関する継続的な学びの推進
	2 子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援	1 子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり 2 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援
	3 子どもの居場所・体験活動の充実	1 子どもの居場所の充実　2 屋外遊び場の充実 3 活動・体験機会の充実　4 学習支援の充実
	4 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済	1 児童虐待防止対策・いじめ防止対策 2 相談・救済体制の整備
Ⅱ 妊娠期の方や子育て家庭が安心して子育てできるまち	1 子どもや家庭への医療・健康支援	1 妊娠期からの切れ目のない支援 2 子どもの健康確保のための取組
	2 子育て家庭への支援	1 子育て支援サービスの充実　2 家庭教育支援 3 相談支援　4 生活困窮家庭への支援 5 ひとり親家庭への支援
Ⅲ 子どもが主体的に学び育つことができるまち	1 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実	1 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 2 幼児教育・保育の質の向上 3 幼稚園・保育所と小学校の連携
	2 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備	1 子どもの権利に関する継続的な学びの推進 2 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援 3 学校における活動・体験機会の充実
	3 子どもに関わる人への支援	1 子どもに関わる人への支援 2 子どもに関わる人のための環境整備
Ⅳ 若者が社会とつながり合い自分らしく成長できるまち	1 若者の自立支援	1 日常生活への支援　2 経済的自立への支援
	2 若者の社会参画支援	1 居場所・活動の場の充実　2 社会参画の推進
Ⅴ 子ども・若者が安心して生きることができるまち	1 一人ひとりに寄り添った支援	1 子どもの虐待防止、ヤングケアラーへの支援 2 社会的養育の推進 3 子どものいじめ防止、不登校、ひきこもりへの支援 4 障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援 5 外国にルーツを持つ子ども・若者への支援 6 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 7 その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援
	2 相談体制の充実と情報発信	1 相談体制の充実と情報発信
Ⅵ 区民・地域・企業等が子ども・若者・家庭を支えともに成長できるまち	1 区民・地域・企業等との連携・協働	1 地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援 2 区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成 3 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
	2 安全・安心な社会環境の整備	1 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 2 有害環境等への対応　3 事故予防・防犯の推進
	3 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり	1 文化・芸術に親しむ環境づくり

3 施策の方向

目指す姿Ⅰ　子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

「子どもの権利に関する条例」や子どもの権利に関する理解の促進や継続した学びの推進、子どもの意見表明や反映及び社会参画の促進、子どもの居場所や活動の場の充実に取り組みます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめについては、未然防止と権利侵害が起こった後のサポート支援に取り組みます。

● 計画の進捗を測る主な指標

指標名	現状（令和5年度）	目指す方向性（令和11年度）
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合	● 子ども　7.8%　● 区施設職員　77.0% ● 若者　1.8%　● 地域団体　57.3% ● 保護者 14.7%	↗

「子どもレター」・「としま子ども会議」

「子どもレター」をご存じですか。これは、中学生以下の子どもたちが、直接区長に意見を寄せることができる取組みです。区長はすべての意見に目を通しており、その中には区政を動かす貴重な意見もあります。子どもたちからの意見一つひとつに真摯に耳を傾け、丁寧な対応を心掛けて運営しています。

また、「としま子ども会議」という取組みもあります。この会議では区政に関するテーマに分かれて、意見交換をしながら考えをまとめ、「意見発表会」で区長などの前で発表します。子どもたちからの意見は、区が実現できるか検討しその内容を「報告会」という形で子どもたちに報告します。

目指す姿Ⅱ　妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち

子どもが健やかに成長するためには、家庭が孤立することなく、また、保護者が過度な負担やストレスを感じることなく、子どもと安心して暮らせる環境が必要です。そのために、医療・健康支援、子育てサービス、家庭教育・相談支援、及び生活困窮やひとり親家庭への支援といった妊娠期の方や子育て家庭に係る包括的な支援を切れ目なく、プッシュ型で進めていきます。

● 計画の進捗を測る主な指標

指標名	現状（令和5年度）	目指す方向性（令和11年度）
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	● 就学前児童保護者　62.5%	↗

子育て世帯見守り訪問事業「子育てエール」

子育て世帯見守り訪問事業「子育てエール」は、子育て世帯が直面する孤立や孤独の解消、児童虐待の予防と早期発見を目的に、令和6年2月より開始した事業です。

子育て支援に関する研修を受けた見守り支援員が、月齢4か月から11か月の乳児がいる子育て世帯を毎月訪問し、体調などの状況をお伺いするとともに、ニーズに合った子育て情報の提供や、状況に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

また、訪問後には育児支援品と引き換えられる3,000円相当の電子クーポンを配付します。

特に産後の外出が困難な時期に、子育て世帯が適切なサポートや情報を受け取れるような体制を整備することで、安心して子育てができる環境づくりを目指しています。

目指す姿Ⅲ　子どもが 主体的に学び 育つことができるまち

子どもが自己肯定感を育み、自己として確立していけるように、子どもの育ちに係る質にも目を向けて、幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実化を図ります。また、子どもの主体性を尊重した学校環境を整備していきます。

● 計画の進捗を測る主な指標

指標名	現状（令和5年度）	目指す方向性（令和11年度）
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	● 就学前　69.7%	↗

子どもの主体的事業

豊島区の小中学校では、子ども自身で身近な課題を解決する教育活動を積極的に進めています。

子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、自分の意見を述べたり、他者との対話や議論を行ったりすることが極めて重要です。これまでの教員が決めていた「生活のきまり」を、自分たちがより良く生活をするためのきまりに作り直している学校があります。生徒会を中心に、学校の「生活のきまり」の必要性を確認した上で、全生徒で話し合いを行い、見直しを行いました。新しい「生活のきまり」が現在、楽しく落ち着いて生活できる学校環境の実現に大きく寄与しています。

今後も学校教育において、子ども自身が根拠や影響を考え、より良い改善を行う取組を進めながら、子どもたちが毎日楽しいと感じられる学校風土の醸成に努めていきます。

目指す姿Ⅳ　若者が 社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち

若者が主体的に自らの人生を歩み、社会の一員として経済的・社会的に自立していけるように、生活力の向上や健康の確保を図るとともに、就労支援・相談支援を行います。また、居場所や活動の場の充実度を高めつつ、若者の社会参画を支援します。

● 計画の進捗を測る主な指標

指標名	現状（令和5年度）	目指す方向性（令和11年度）
今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことが「ある」と回答した若者の割合	49.3%	↘

若者の居場所創出事業

近年、家庭や学校、職場といった生活の中で自分の居場所を見出せないと悩む子どもや若者が増加しており、安心して過ごせる居場所の必要性が一層高まっています。

こうした課題に対応するため、豊島区では、都市開発事業者が保有する遊休地等（空き家）を無償で借り受け、それを若者支援団体に無償提供（転貸借）し、若者の居場所運営や居住支援など多様なプログラムを提供してもらうことで、若者支援を推進します。

運営に必要な空き家の改修経費等を区が補助、負担することで、若者支援団体の負担が軽減され、より安定的で継続した支援が可能になります。

この取り組みは、困難を抱えた若者が気軽に集い、相談やつながりを作ることができる居場所を提供することで、孤独・孤立の解消及び予防を図り、自立や社会参画に向けた継続的支援を行うことを目的とします。また、居場所を起点に周辺地域の賑わいを創出し、豊島区の魅力を高めることも期待されています。

※写真はイメージ

目指す姿Ⅴ　子ども・若者が 安心して 生きることができるまち

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通して、成長し、自立していきます。その過程においては、虐待、DV、ヤングケアラー、いじめ、不登校、引きこもり、障害、非行など困難な状況にあったり、外国籍や性的なマイノリティであるために生きづらさを感じたりしている子ども・若者もいます。それら子ども・若者の多様性を容認し、インクルージョンの視点でライフステージを通じて支援します。

● 計画の進捗を測る主な指標

指標名	現状（令和5年度）	目指す方向性（令和11年度）
学校が楽しいと感じている子どもの割合	● 小学生　64.8%　● 中学生　55.0%	↗

子ども若者総合相談　アシスとしま

子ども若者総合相談事業（通称：アシスとしま）は、様々な困難を有する子どもと概ね39歳までの若者やその家族を対象に、相談支援を行う窓口です。人間関係の悩み、職場や学校での困りごと、生きづらさなど、どのような相談にも対応しています。複雑で多岐にわたる相談に対応するため、関係機関と連携を取りながら、適切な支援につなげています。

「どこに相談したらよいかわからない」、「まわりに助けてくれる大人がいない」という子ども若者からの相談も幅広く受け付けています。

また、アシスとしまは支援の輪を広げていくため、支援者同士の情報交換やネットワークの構築、地域への啓発等を目的とするイベントやネットワーク会議を、定期的に開催しています。

目指す姿Ⅵ　区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支え ともに成長できるまち

すべての子ども・若者の権利が保障され、つながり合い、最善の利益が守られる中で自分らしく成長できるように、豊島区の子ども・若者やその家族のために活動している人や団体、企業等と連携・協働して取組を進めていきます。

また、良質な子育て世帯向け住宅の供給等の子育てしやすいハード環境を整備し、防犯や事故の防止等を進めることで、子ども・若者が安全かつ安心して成長できるまちづくりを推進します。

● 計画の進捗を測る主な指標

指標名	現状（令和5年度）	目指す方向性（令和11年度）
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	● 就学前　45.4%　● 小学生　51.1% ● 中高生　46.0%	↗

としま子ども若者応援プロジェクト

「としま子ども若者応援プロジェクト」は、区民や企業の皆様等「オールとしま」によるSDGsの推進として、「支援したい人」と「支援が必要な人」を結び、地域全体で子ども・若者や子育て家庭への「支援の輪」を広げていくためのプロジェクトです。

支援者の皆様から頂いた寄付金により、ひとり親家庭への食糧支援など、困難を抱えた子ども・若者や子育て家庭への支援事業を実施しています。

また、体験・居場所の提供（コト支援）や余剰品の活用（モノ支援）により、企業の防災備蓄等の余剰品を子ども食堂へ寄附したり、豊島区内の音楽大学と連携して、子どもたちへコンサートを届ける活動も実施していきます。

今後も企業・団体と連携しながら、子ども・若者や子育て家庭を支援していきます。

4 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、乳幼児期の保育や教育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子育て支援ニーズ調査により「量の見込み」を把握し、その「量の見込み」に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっています。

保育の必要性の認定区分

教育・保育給付については、保護者の申請を受けた市区町村が子どもの年齢や保育の必要性の状況に鑑みて、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みとなっています。

区分			利用施設
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認定こども園、保育所、（幼稚園※）
3号認定	0～2歳		認定こども園、保育所、地域型保育事業

※ 預かり保育等と合わせて利用

量の見込みと確保方策

1. 教育・保育

（1）満3歳以上で幼稚園および認定こども園を利用（1号認定）

（単位：人）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望	1号	2号 教育希望
量の見込み	1,325	292	1,294	285	1,247	274	1,214	268	1,199	264
確保対策	1,937		1,937		1,937		1,937		1,937	

（2）満3歳以上で保育所および認定こども園を利用（2号認定）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,706	3,619	3,488	3,397	3,352
確保対策	3,800	3,800	3,872	3,872	3,872

（3）満3歳未満で保育所、認定こども園および地域型保育を利用（3号認定）

（単位：人）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
量の見込み	2,361	462	2,351	456	2,388	454	2,371	456	2,371	457
確保対策	2,730	738	2,706	732	2,754	732	2,754	732	2,754	732

2. 地域子ども・子育て支援事業

事業名		単位	量の見込み（上段）/ 確保方策（下段網かけ）				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 利用者支援事業		か所	6	6	6	6	6
			6	6	6	6	6
(2) 時間外保育事業（延長保育）		人	407	407	407	407	407
			1,752	1,742	1,782	1,782	1,782
(3)-1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）		人	2,778	2,834	2,835	2,836	2,786
			3,409	3,409	3,409	3,409	3,409
(3)-2 子どもスキップ事業／放課後子ども教室		人日	161,930	164,562	164,302	164,925	164,492
		人日	21,580	23,660	25,740	27,820	30,000
		か所	22	22	22	22	22
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）		人日	647	680	714	749	787
			3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		人	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
		訪問指導体制：委託助産師18人　地区担当保健師17人					
(6) 養育支援訪問事業（子育て訪問相談事業）		人日	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
		実施体制：10人（東部6人、西部4人）　実施機関：子ども家庭支援センター					
(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）		人日	188,265	190,159	192,074	194,010	195,967
		か所	42	42	42	42	42
(8)一時預かり事業	幼稚園型	人日	44,648	44,648	44,648	44,648	44,648
			119,130	118,905	119,310	119,040	119,250
	その他		14,417	14,919	15,421	15,923	16,425
			24,340	24,340	24,340	24,340	24,340
(9)病児・病後児保育事業		人日	1,604	1,876	2,148	2,420	2,692
			3,191	3,191	3,191	3,191	3,191
(10)子育て援助活動支援事業（小学生のファミリー・サポート・センター事業）		人日	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
			1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
(11)妊婦健康診査		人	2,208	2,202	2,209	2,217	2,215
		件	25,392	25,323	25,404	25,496	25,473
		都内医療機関等への実施委託を特別区・市町村と東京都医師会・助産師会との集合契約により確保します。					
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業		給付対象者への必要な支援を行いすべての子どもの健やかな成長を支援していきます。					
(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業		実施体制：巡回指導員（公立保育園経験者6名） 給付対象者を適切に把握し、必要に応じて補助を行っていきます。					
(14) 子育て世帯訪問支援事業		人	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
		実施機関：子ども家庭支援センター　委託団体等：民間事業者9社					
(15) 児童育成支援拠点事業		国が示すガイドライン等を踏まえ、取り組むべき内容や事業のあり方等の検討を進めます。					
(16)親子関係形成支援事業		人	480	480	480	480	480
			540	540	540	540	540
(17)こども誰でも通園制度		人日	0歳 1歳 2歳	0歳 1歳 2歳	0歳 1歳 2歳	0歳 1歳 2歳	0歳 1歳 2歳
			0 0 0	38 20 35	38 20 36	38 20 35	39 20 35
			0 0 0	38 20 35	38 20 36	38 20 35	39 20 35
(18)産後ケア事業		日数	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	委託施設（宿泊型）	か所	9	9	9	9	9
	委託施設（通所型）	か所	5	5	5	5	5
	訪問型（委託助産師）	人	10	11	12	13	14
(19)妊婦等包括相談支援事業		人	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
	助産師		8	8	8	8	8
	地区担当保健師		17	17	17	17	17

5 計画の推進に向けて

「豊島区子ども・若者アクションステップ」に基づく計画の推進

豊島区は、PDCAサイクルに「子ども・若者等の意見聴取・反映」のステップを盛り込んだ「豊島区子ども・若者アクションステップ」により計画を推進し、区のあらゆる取り組みに子ども・若者の意見を反映していきます。

子ども・若者等の意見等の反映

豊島区では、子どもの権利保障として、これまでも子どもの意見を反映させるための取り組みを進めてきました。

例えば、「子どもレター」や「子ども会議」等、子ども・若者等の意見を区政全体に反映させることを目的とした取組とともに、「児童施設運営事業」での利用者会議の開催といった、子ども・若者等にとって、より身近な日常生活の場で展開される個別の取組においても、広範な子ども・若者等の思いを聴き、反映させる取組を進めてきました。

これら豊島区が積み重ねてきた取り組みを大切にしながら、さらに、子ども・若者等の意見が施策へと反映させられるように取り組みを推進していきます。

計画の検証

第三者機関である「青少年問題協議会」や「子ども・子育て会議」の視点から、目標の達成状況の点検・評価を行い、子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取り組みがされているか検証を行い、改善しながら効果的かつ効率的に施策を推進していきます。

また、「子どもの権利委員会」が子どもの権利保障の観点から計画の検証を行い、区は検証結果をもとに施策の推進や改善を図ります。

地域ネットワーク構築、関係機関との連携強化

区民やNPO法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等の主体的な活動展開を支援するとともに、協働・連携の仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワーク構築に取り組みます。

また、国、東京都、近隣自治体、地域の大学、社会福祉協議会、事業者、子ども・若者に関わる施設など関係機関・団体との連携を強化していきます。

計画の広報

子ども・若者や子ども・若者に関わる方々に、計画の内容をわかりやすくお知らせします。

また、広報を通じて、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域一体となって計画の推進を図ります。

豊島区子ども・若者総合計画（令和7～11年度）【概要版】

発行年月：令和7年3月
発行：豊島区子ども家庭部子ども若者課
豊島区南池袋二丁目45番1号
TEL 03-3981-1111（代表）